

徳島県選挙管理委員会告示第五十九号

阿南市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた次の施設について、指定を取り消した旨の報告があった。

令和三年九月十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

施設 の 名 称	所 在 地
羽ノ浦総合国民体育館	阿南市羽ノ浦町宮倉沢田一〇〇番地
阿南市大野老人いこいの家	阿南市下大野町三条一二番地一